

	病名	期間	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。	登園許可証が必要
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
	風しん	発疹が消失するまで。	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜炎(プール熱)	発熱・充血など主な症状が消退した後、2日を経過していること。	
	結核	医師が伝染の恐れなしと認めた場合。	
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬内服後24時間～48時間経過し、発熱がなくなり通常の食事がとれるようになるまで。	
	ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し、口の中の水泡・潰瘍の影響がなく通常の食事が摂れるようになるまで。	
	手足口病	解熱後1日以上経過し、口の中の水泡・潰瘍の影響がなく通常の食事が摂れるようになるまで。	
	リンゴ病	症状がなく、全身状態がよく体力が快復していること。	
	流行性嘔吐下痢症	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで。	
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が快復するまで。	
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消え、全身状態が良いこと。		
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと。		
	帯状疱疹	病変部がすべてかさぶたになるまで。	医師の診断で登園可能
	クルーズ症候群	咳の症状が消失して、全身状態が良いこと。	
	水いぼ	掻き傷から滲出液が出ている場合は、ガーゼで覆うこと。	
	とびひ	病変部(滲出液がでてい)るをガーゼで覆っていること。	
	あたまシラミ	駆除をしていること。	
第3種	流行性角結膜炎	目の症状(充血、目ヤニ)が治まり、医師が伝染の恐れなしと認めた場合。	
	腸管出血性大腸菌感染症	原則として、全身状態が良好で、2回以上連続で便から菌が検出されなくなるまで。	

★第2種…決められた期間経過し、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時はこの限りではない。  
★第3種…症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時はこの限りではない。(結核・髄膜炎菌性髄膜炎も含む)

----- キ リ ト リ -----

# 登園許可書

園児名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ のため通院しておりましたが、治癒し、

下記医療機関から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園の許可を

いただきましたので報告いたします。

医療機関

医師

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印